

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表  
(別冊)

平成31年

奈良市議会3月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市下水道条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p>(1) 基本使用料を新たに設ける。</p> <p>(2) 使用料の求め方を、基本使用料及び汚水排出量に応じて算定した使用料（水量使用料及び水質使用料）の合計額に消費税率を乗じたものに改める。</p> <p>(3) 一時的に公共下水道を使用する場合の使用料についての規定を新たに設ける。</p> <p>(4) 水量使用料の単価を改定する。</p> <p>(5) 平成32年5月分の使用料から適用する。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を約20%改定し、受益者の費用負担の適正化を図るほか、所要の改正を行おうとするもの</p>		<p>2. 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正（第2条による改正）</p> <p>奈良市下水道条例の一部改正に準じ、使用料等の改正を行う。</p>
5 施行期日	平成32年4月1日	所管部課	企業局 経営部 経営管理課

奈良市下水道条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行					改正案							
(使用料) 第18条 略 2 前項の使用料の額は_____、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額_____に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量(以下「汚水排出量」という。)によつて定める 使用料(以下「水量使用料」という。)の額 (2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質によつて定める 使用料(以下「水質使用料」という。)の額の合計額					(使用料) 第18条 略 2 前項の使用料の額は、1月につき150円の基本使用料に、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量(以下「汚水排出量」という。)に応じて算定する使用料(以下「水量使用料」という。)の額 (2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質に応じて算定する使用料(以下「水質使用料」という。)の額の合計額 3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により管理者の許可を受けて一時的に公共下水道を使用して汚水を排除する場合の使用料の額は、当該排除された汚水(以下「一時排水」という。)の水量使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。							
3 水量使用料の額は、次のとおりとする。					4 水量使用料の額は、次のとおりとする。							
排水区分		一般排水		中間排水	特定排水	排水区分		一般排水		中間排水	特定排水	一時排水
使用料区分		共同浴場及び公衆浴場	その他			共同浴場及び公衆浴場	その他					
		水量使用料〔汚水排出量1立方メートルにつき〕	60円	108円	156円	198円	水量使用料(汚水排出量1立方メートルにつき)	69円	124円	179円	227円	130円

現行	改正案
<p>4 略</p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第19条 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) 水道水(奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)に基づき給水される水をいう。以下同じ。)を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第17条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して、管理者が認定する。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第21条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 第19条第1項第1号に該当する場合(水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は、奈良市水道事業給水条例第30条の水道料金の徴収の例によつて水道料金とともに毎月徴収する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>5 略</p> <p>(基本使用料の額の特例)</p> <p>第18条の2 月の15日までに公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額の2分の1の額とする。</p> <p>2 次条第1項第1号に該当する場合において、奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。)第26条第3項の規定が適用されるときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額に水道水(給水条例に基づき給水される水をいう。以下同じ。)を使用する戸数を乗じて得た額とする。</p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第19条 汚水排出量は、次_____に定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) 水道水_____を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一時排水を排除した_____場合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して、管理者が認定する。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第21条 使用料は、次_____に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 第19条第1項第1号に該当する場合(水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は、給水条例_____第30条の水道料金の徴収の例によつて水道料金とともに毎月徴収する。</p> <p>(2) 略</p>

現行	改正案
2 前項の場合において、管理者は、 <u>第17条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する者</u> に対して、 <u>予定污水排出量を算定し、当該予定污水排出量に係る水量使用料</u> を前納させることができる。	2 前項の場合において、管理者は、 <u>一時排水を排除する</u> _____者に対して、 <u>予定污水排出量を算定し、当該予定污水排出量に係る使用料</u> _____を前納させることができる。
3 前項の規定により前納した使用料は、当該 <u>一時的に公共下水道を使用する者</u> から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は管理者が必要と認めたときに精算し、その結果、過払金又は不足金があつた場合は、還付し、又は追徴するものとする。	3 前項の規定により前納した使用料は、当該 <u>一時排水を排除する</u> 者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は管理者が必要と認めたときに精算し、その結果、過払金又は不足金があつた場合は、還付し、又は追徴するものとする。

## 奈良市農業集落排水処理施設条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(使用開始等の届出) 第12条 略</p> <p>(使用料) 第16条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は_____、別表の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に_____100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用開始等の届出) 第12条 略</p> <p><u>(排水処理施設の一時使用)</u></p> <p><u>第12条の2 土木又は建築に関する工事の施行に伴う汚水を排除するため一時的に排水処理施設を使用しようとする者その他汚水を排除して一時的に排水処理施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料) 第16条 略</p> <p>2 前項の使用料の額は、1月につき150円の基本使用料に、別表の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加えて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第12条の2の規定により管理者の許可を受けて一時的に排水処理施設を使用する場合の使用料の額については、奈良市下水道条例第18条第3項の規定の例による。</u></p> <p><u>(基本使用料の額の特例)</u></p> <p><u>第16条の2 月の15日までに排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額の2分の1の額とする。</u></p> <p><u>2 第18条第1項第1号に該当する場合において、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。）第26条第3項の規定が適用されるときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額に水道水（給水条例に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用する戸</u></p>

現行	改正案
<p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第18条 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) 水道水(奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)に基づき給水される水をいう。以下同じ。)を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、地下湧水<sup>ゆう</sup>その他の汚水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、管理者が認定する。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第19条 使用料は、次に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に該当する場合(水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は、奈良市水道事業給水条例第30条の水道料金の徴収の例によって水道料金とともに毎月徴収する。</p> <p>(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、管理者の定めるところにより徴収する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第25条 次のいずれかに該当する者には、50,000円以下の過料を科する。</p>	<p><u>数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第18条 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) 水道水 _____ を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第12条の2の規定により許可を受けて一時的に排水処理施設を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、汚水の排除の方法その他の態様を勘案して、管理者が認定する。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、地下湧水<sup>ゆう</sup>その他の汚水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、管理者が認定する。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第19条 使用料は、次に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に該当する場合(水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は、<u>給水条例 _____ 第30条の水道料金の徴収の例によって水道料金とともに毎月徴収する。</u></p> <p>(2) 前条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合の使用料は、管理者の定めるところにより徴収する。</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、第12条の2の規定により管理者の許可を受けて一時的に排水処理施設を使用する場合の使用料の徴収方法等については、奈良市下水道条例第21条第2項及び第3項の規定の例による。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、50,000円以下の過料を科する。</p>

現行		改正案	
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	
(5) 略		(5) 第12条の2の規定による許可を受けないで一時的に排水処理施設を使用した者	
別表（第16条関係）		別表（第16条関係）	
汚水排出量（1月につき）	使用料（1立方メートルにつき）	汚水排出量（1月につき）	使用料（1立方メートルにつき）
300立方メートル以下の分	<u>108円</u>	300立方メートル以下の分	<u>124円</u>
300立方メートルを超え750立方メートル以下の分	<u>156円</u>	300立方メートルを超え750立方メートル以下の分	<u>179円</u>
750立方メートルを超える分	<u>198円</u>	750立方メートルを超える分	<u>227円</u>
備考 管理者が認める公共又は公益関係の施設に係る使用料は、汚水排出量が1月につき300立方メートルを超える分についても、1立方メートルにつき <u>108円</u> とする。		備考 管理者が認める公共又は公益関係の施設に係る使用料は、汚水排出量が1月につき300立方メートルを超える分についても、1立方メートルにつき <u>124円</u> とする。	